

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年2月12日	令和8年2月25日	大阪府内の政令指定都市の複数化、特別市を目指さないで、大阪府と大阪市で特別区を目指すメリットがわかるもの（副首都推進局所管分）	不存在	号	副首都推進局	総務担当
令和8年2月27日	令和8年3月13日	民事訴訟法第73条第1項（行政事件訴訟法第7条においてその例によることとされる場合を含む。）の申立てに係る事件（大阪市又はその機関が当事者となったものに限り、上訴があった場合における上訴審に係る事件を含む。）に係る次の書面 1 申立書 2 意見書その他の当事者の主張が記載された書面 3 決定書 (副首都推進局所管分)	不存在	号	副首都推進局	総務担当